

豊川市市民活動総合補償制度

みんなが安心して
市民活動に参加できます！



補償の対象者

- (1)市民(市外の居住者を含む)により構成され、
市内を中心に活動する市民活動団体(構成員5
名以上)が、市民活動を行う場合の、指導者、
スタッフ、参加者の方
- (2)市または市に準ずる団体が主催・共催する事
業のスタッフ、参加者の方
※応援者、観覧者、見学者は市民活動やボランテ
ィア活動をしている人ではないため、対象と
りません。
- ※指導者、スタッフについては、市民活動を行う場
所と住居との往復途中の事故も対象となりま
す(自賠責保険適用の場合は対象と
りません。)
が、参加者は対象と
りません。
- ※市外居住者が市外で活動中又は市外で活動す
るための往復途中に事故にあった場合は、対象
と
りません。
- ※補償対象となる市民活動団体は、事故発生時に
市または市に準ずる団体によって登録または把
握されている必要があります。町内会、子ども会
などすでに把握されている市民活動団体は、登
録の必要はありません。

補償の対象となる市民活動

ボランティア・市民活動や連区・町内会活
動などの社会貢献活動で、次の全てを満た
す活動です。

- (1)活動が計画的・継続的に行われている
活動
- (2)無報酬で行われている活動(交通費等
の実費相当の支給は対象となります。)
- (3)公共の利益を目的とした自発的な活動
- (4)日本国内の活動
- (5)お祭りなどの宗教活動や、政治または
営利を目的とする活動でないこと
- (6)自助的な活動や懇親を目的とした活動
でないこと



お問い合わせ・連絡先

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市役所 市民部 市民協働国際課 市民協働係
TEL:0533-89-2165(直通) FAX:0533-95-0010
E-mail:kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp

補償の内容等は裏面をご覧ください

令和7年12月1日更新版

事故発生時の手続

ホームページはこちら



1. 事故発生日から原則30日以内に市民協働国際課へ事故報告書の提出（郵送可）
※事故発生日から30日以内に報告書が提出されない場合、補償制度が適用されないことがあります。
※事故報告書の様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ↓
2. 市で補償対象であるか審査を行ないます。
- ↓
3. 対象となる場合は、申請者及び補償対象者へ保険金請求用紙などを送付します。
- ↓
4. 治療終了後、事故発生から180日以内に市民協働国際課へ請求書を提出してください。
- ↓
5. 保険会社から保険金の支払い

補償の内容



ご不明な点がある場合や、活動中の事故が発生した場合には、市民協働国際課までご連絡ください！！

◆傷害補償◆

偶然な事故により活動者が死亡または負傷した場合に補償金が支払われます。ただし、保険適用外負担分については、補償対象外となります。

区分		補 償 額
傷害補償	死亡補償金	200万円 事故日から180日以内
	後遺障害補償金	6万円～200万円 (200万円に障害の程度に応じた率を乗じて得た金額)
	入院補償金	日額 3,000円 事故日から180日以内
	手術補償金 (入院のうえ、手術をした場合のみ)	3万円～12万円 (3,000円に手術の内容に応じた率を乗じて得た金額)
	通院補償金	日額2,000円に通院日数を乗じて得た金額又は医療費明細書(領収書等)の合計金額のうちいずれか低い金額。事故の日から起算して180日までの間において90日を限度

《対象とならない場合》

- 活動者の故意
- 戦争、暴動その他社会的騒乱
- 地震、洪水その他の天災
- 活動者の心神喪失や持病
- 活動者の犯罪行為や闘争行為
- 治療にかかる自己負担がない場合

※上記以外でも、対象とならない場合があります。

◆賠償責任補償◆

市民活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき、補償額の範囲内で補償金が支払われます。ただし、補償額にかかわらず、一万円は自己負担(団体負担)となります。

区分		補償額(上限)	自己負担額
賠償責任補償	対人	身体賠償 1名 6,000万円 1事故 3億円	1万円
	対物	財物賠償 1事故 1,000万円 1事故 100万円(主催者の保管物)	

《対象とならない場合》

- 活動者の故意
 - 戦争、暴動その他社会的騒乱
 - 地震、洪水その他の天災
 - 自動車による交通事故
- ※法律上の賠償責任が団体ではなく、個人にある場合は対象となりません。
- ※上記以外でも、対象とならない場合があります。